

公益財団法人しまね文化振興財団  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うことを目指し、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和3年12月14日～令和5年3月31日

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

<取組内容>

- ・令和3年12月～制度に関する周知文書を作成する。
- ・令和4年 4月～グループウェア等を利用し、職員に周知する。

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。

<取組内容>

- ・令和3年12月～取得状況を把握し、管理職から取得を促す。
- ・令和4年 4月～各部署において有給休暇取得計画を作成する。